

令和7年川南町教育委員会第9回定例会会議録

1 日 時 令和7年9月25日（木）午前9時30分～午前10時10分

2 会 場 川南町生涯学習センター2階 委員会室

3 出席者 平野博康教育長、椎木祐司教育長職務代理者、本多京子委員、
日高美枝子委員

4 欠席委員

5 関係職員 三好益夫課長、村中田博教育対策監、橋口実課長補佐、
古小路祐一郎指導主事

6 議 事

○教育長

ただ今から令和7年川南町教育委員会第9回定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、申合せにより椎木祐司委員を指名します。

○椎木委員

はい。

○教育長

日程第2「前回の会議録の承認について」を議題とします。既に原案を配付しており

ますが、会議録に記載した内容に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

したがって、原案どおり承認することに決定しました。

日程第3「報告事項」を議題とします。まず私から行います。1ページを御覧ください。9月の報告事項でございます。主なものを報告します。2日に、第2回町文化財保護審議会が開催されました。会議の中で、現在町指定になっていない松山の陣及び後牟田遺跡について調査研究を進めていくとの確認がなされました。4日には、台風15号が襲来しました。今回は、徐々に接近してくるものではなく、突然台風となり、襲来したということで、大きな被害は出ませんでした。災害対応の在り方について考えさせるものでした。5日から9月議会が開会しました。9日、10日に一般質問がありました。中学校統合基本方針を公表して最初の議会ということもあり、たくさんの質問をいただきました。24日は、議会最終日でしたが、私は県教職員人事異動方針説明会に参加したため、椎木職務代理者に参加していただきました。議会では、新教育委員が満場一致で同意されました。21日から30日まで秋の全国交通安全運動が実施されております。その中で、町の青パトが町内を巡回していますが、今朝、青パトに同乗してきました。そして、定例教育委員会となります。26日には、社会教育委員会議が行われます。内容は、10月に行われる総合教育会議に向けて、社会教育各団体から御意見を伺う会となります。28日は、軽トラ市19周年オープニングセレモニーが行われます。午後は、かわみなみ秋のコンサートが開催される予定です。10月の予定となります。12日日曜日に国光原中学校体育大会。祝日となる13日には、町民親善カロー

リング大会が行われます。翌週、１９日に町内小学校の運動会が行われます。２７日に町青少年健全育成協議会研修会。２９日に第２回総合教育会議及び定例教育委員会。３１日に町レインボーフェスティバルが予定されています。私からは以上です。次に、課長をお願いします。

○課長

１番目は、町議会９月定例会についてです。９月５日（金）から９月２４日（水）の日程で開催されました。教育課関係の一般質問は、記載のとおりです。

２番目は川南町民親善カローリング大会についてです。１０月１３日（月）スポーツの日に農村環境改善センターにて開催されます。

３番目は、１０月１９日（日）開催の小学校運動会の出席者についてです。教育委員会からの出席者について確認をお願いいたします。私からは以上となります。

○教育長

次に、教育対策監をお願いします。

○教育対策監

よろしくお願いいたします。それでは、お手元の資料に基づきまして、ご説明いたします。

２ページは、令和７年度の重点事項をまとめたものでございます。今年度の取組状況の確認と、来年度の重点事項設定に向けた見直しのため、毎回掲載しております。左から順に①いじめ・不登校対策、②特別支援教育、③安全教育、④キャリア教育、⑤授業改善・学力向上、⑥教育の情報化、⑦働き方改革の７つの柱を中心に、取組を進めてお

ります。

3 ページです。「教職員評価制度に係る校長対象の中間ミーティング」についてご説明します。去る令和7年9月17日の水曜日に教育長室で行いました。内容としましては、まず校長先生より、4月からの取組を振り返り、成果と課題を明確にする進捗状況のご説明をいただきました。次に、今後特に注力する点についてご説明いただき、質疑応答の時間としました。その後、人事に関する情報共有を行ったところです。

4 ページです。改定に向けて教育課で確認や修正を重ねてまいりました「第3次 川南町教育振興基本計画（案）」についてご説明いたします。10月29日の水曜日、午前9時から総合教育会議を開き、その後、教育委員会定例会にて提案させていただく予定でございます。計画案は本体が85ページあります。データはTeamsでもお送りしておりますので、お目通しいただき、何かお気づきの点がございましたら随時お知らせください。

5 ページは概要版となります。まず、計画策定に係る基本的な考え方についてです。今回の計画は、国の第4期教育振興基本計画（令和5年策定）や宮崎県教育振興基本計画（令和5年策定）を基盤としつつ、第2次計画からの継続性を踏まえ策定を行いました。目標については、第2次計画の4つの基本目標を継続しております。また、施策についても、現行の15の施策体系を基本として、時代の変化に対応した内容に見直しを行いました。続いて、計画の具体的な構成及び内容についてです。まず、計画策定の背景として、人口減少や予測困難な時代の到来、教職員を取り巻く環境の変化といった「社会情勢と教育を取り巻く変化」を捉え、本町教育の現状と課題を分析し、具体的な施策

を設定いたしました。施策については基本目標ごとに区分けしておりますので、目標ごとに施策の概要を説明いたします。

施策の目標Ⅰ「町民が生涯を通じて学び、教育に参画する社会づくりの推進」では、そこに示す2つを基本施策として推進します。

施策の目標Ⅱ「社会を生き抜く基盤を培い、未来を担う人財を育む教育の推進」では、そこに示す8つを基本施策として推進します。

施策の目標Ⅲ「教育を支える体制や環境の整備・充実」では、そこに示す3つを基本施策として推進します。

施策の目標Ⅳ「文化やスポーツに親しむ社会づくりの推進」では、そこに示す2つを基本施策として推進します。

以上、本基本計画に掲げた目標の達成を目指し、計画の実効性を確保するため、進捗状況を点検・評価しながら、町民の皆様との協働、いわゆる「町民総ぐるみ」で、本町の教育を力強く推進してまいります。

子どもたちに「川南町で育って良かった」、保護者の皆様に「川南の学校に通わせて良かった」、町民の皆様に「川南で暮らして良かった」と思ってもらえるような教育を推進してまいります。

最後は、学校管理職関連、および教育委員関連の年間計画案でございます。計画に基づき、見通しを持った学校運営及び教育行政を推進してまいります。私からの報告は以上でございます。

○教育長

次に、指導主事お願いします。

○指導主事

ただいまより、全国学力・学習状況調査の結果について説明いたします。

本調査は学習指導要領の理念が浸透し、学力の状況に反映されているか等を把握・分析するとともに、児童生徒の学習の改善に還元する取組や、指導方法等の改善に向けた教育施策の充実へとつなげることが求められております。

また、調査結果の公表については、序列化や過度な競争が生じないようにする観点から、本町においても平均点等の公表は行っておりません。配付しております資料にも結果の数値について表示しておりません。前の画面にてお示しします。

本町では、質問紙調査の中から「学びに向かう力、人間性等」「主体的・対話的で深い学び」にかかわると考える児童生徒質問紙調査に絞って経年で分析し、「ひなたの学び」の取組状況を把握するとともに、各学校が「ひなたの学び」の推進に向けて、取組を加速することができるように指導・助言を行っております。

調査の結果から、学校においては、今求められる「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組んでおり、そのことが児童生徒の質問調査の肯定的な回答につながっていると考えております。町教育委員会としましては、今後も3つの資質・能力（「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」）をバランスよく育成するために、「ひなたの学び」の取組を今後も推進してまいります。また、日々の授業改善に向けたICT活用にかかる環境整備にも引き続き努めてまいります。

○教育長

これまでの報告事項に対する質疑はありませんか。

○椎木委員

2点質問があります。1点目は、議会一般質問について、学校関連のものの内容を教えてください。2点目は、全国学力・学習状況調査で行われた児童生徒質問紙調査の設問数を教えてください。

○課長

電気使用料金の削減については、近年使用料金が増えている理由を答弁しました。電気料金自体が上がっていること、使用量が増えていることとなります。使用量が増えている原因として、換気をしながら使用していることや、そもそも暑いことがあります。対策方法として、議員から施設を新しくすることでコストを下げられるのではないかなというお話があったところです。照明については、蛍光灯の製造が終了になることも踏まえ、次年度からLED化を図っていきたいと考えております。と答弁させていただきました。中学校統合についての質問では、教育長から教育委員会の方針や説明会での状況を答弁していただきました。その後、議論が深まることはありませんでした。

○指導主事

設問数は、児童生徒共に71問となっています。

○教育長

その他質疑はありませんか。

○椎木委員

夏休みに開放しました川南小学校のプール利用率を教えてください。

○課長

監視を委託した会社からの報告によると、午前の利用者が435人、午後の利用者が1156人となっています。7月22日から8月26日まで開放しましたが、前半の利用が多く、1日当たり120人の日もありました。利用者の割合は、川南小学校の児童が一番多くなっています。

○教育長

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

他に質疑がなければ報告事項を終わります。日程第4、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第1号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第1号から3号は、「県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第1号から第3号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、県費負担市町村職員の任免について内申するものです。内容は、記載のとおり

となります。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第1号について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第5、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第2号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第4号は、「川南町教育委員会会計年度任用職員の休職期間の延長について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第4号は、川南町教育委員会会計年度任用職員の休職の期間を延長するものです。

内容は、記載のとおりとなります。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第2号について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第6、報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第3号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第5号は、「川南町教育委員会会計年度任用職員に関する職務規程の一部を改正する訓令について」を同条

第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第5号は、川南町教育委員会会計年度任用職員に関する職務規程の一部を新旧対照表のとおり改正するものです。会計年度任用職員の職名に教育相談員を追加し、その職務を1、特別支援教育に関すること。2、いじめ及び不登校に関すること。3、ふるさと教育及びキャリア教育に関すること。と、定めるものです。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第3号について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第7、報告第4号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第4号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第4号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第6号は、「川南町教育委員会会計年度任用職員の病気休暇及び休職について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第6号は、川南町会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第14条及び第18条の規定及び地方公務員法第28条第2項第1号の規定により病気休暇を承認するものです。内容は、記載のとおりとなります。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第4号について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第4号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第8、報告第5号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第5号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第5号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第7号は、「川南町教育委員会会計年度任用職員の任用について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第7号は、地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定により、次のとおり任用するものです。内容は、記載のとおりとなります。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○日高委員

この方の経歴を教えてください。

○課長補佐

これまで町立中学校の校長を務められた方です。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第5号について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第5号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第9、「その他」に入ります。まず、事務局から連絡等があればよろしくお願いします。

○課長

ありません。

○教育長

教育委員の皆様から何かございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

他になれば次回定例会の日程についてお諮りします。次回は、10月29日としてよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

御異議なし、ということで次回定例会の日程につきましては、10月29日水曜日、総合教育会議終了後に行うことと決定しました。これで、令和7年第9回川南町教育委員会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

上記は、川南町教育委員会のてん末に相違ないことを証明する。

令和7年10月29日

川南町教育委員会 教 育 長

平野博康

川南町教育委員会 教育委員

椎木祐司